

選挙公営（公費負担）の手引き

香美市選挙管理委員会

はじめに

香美市議会議員及び香美市長の選挙において、選挙運動用ポスターの作成に係る経費は、一定の条件の範囲内で公費負担とされており、これらの経費の支払については様々な手続が定められています。

この手引きは、香美市の議会の議員及び長の選挙において公営の適用を受けようとする場合の、候補者、業者等の方々が行わなければならない手続について記述したものです。

目 次

1	公費負担制度の概要	1
2	選挙運動用ポスターの作成	1
3	諸手続	2
4	各種様式（記載例）	6
5	選挙運動の公費負担制度 Q & A	14

1 公費負担制度の概要

この制度は、香美市議会議員選挙及び香美市長選挙において、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を保てるようにするため、条例で定められた限度額の範囲内で香美市が各契約業者に直接その費用を支払うことで、候補者の選挙運動の費用の一部を負担する制度です。

候補者は、一定の金額を限度として、選挙運動用ポスターを無料で作成することができます。

(1) 対象となる候補者

市が公費負担する候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。よって、供託物が没収となった場合は、公費負担の対象となりませんのですべて自己負担となります。

※ 供託物没収点 市議会議員選挙 $\text{有効投票の総数} \div \text{議員定数} \times 1 / 10$
市長選挙 $\text{有効投票の総数} \times 1 / 10$

(2) 有償契約の締結

公費負担の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、香美市選挙管理委員会へ届け出なければなりません。なお、無償の場合は公費負担の対象になりません。

(3) 無投票となった場合の取扱い

投票の有無にかかわらず、作成費が選挙公営の対象となります。

(4) 収支報告と選挙公営

公営により公費負担となった選挙運動用ポスターの作成費用については、選挙運動費用収支報告書に計上する必要があります。

(5) 契約変更

契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

2 選挙運動用ポスターの作成

公費で負担する金額は、ポスター1枚当たりの作成単価×確認枚数（作成枚数の限度）となりますが、作成単価、作成枚数についてそれぞれ公費負担の限度が設けられています。

この上限単価及び上限枚数を超える部分については公費負担の対象とはなりません。例えば、選挙運動用ポスターを、ポスター掲示場に掲示するための予備として公費負担限度枚数より多く作成した場合は、その予備の作成に要した費用は、公費負担の対象とはなりません。また、選挙運動用ポスター以外のポスター（選挙運動用自動車に掲示するポスター等）は公費負担の対象とはなりません。

なお、次の（１）及び（２）に記載しているポスター掲示場数は、令和８年３月２９日執行香美市長選挙時点の数です。

（１）作成単価の限度

次の計算式により求められる金額が単価の限度となります。

$$\frac{50,000\text{円} + (586.88\text{円} \times \text{ポスター掲示場数} : 131\text{か所})}{\text{ポスター掲示場数} : 131\text{か所}}$$

= 969円（１円未満端数切り上げ）

（２）作成枚数の限度

131枚（ポスター掲示場数）

3 諸手続

（１）契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を契約届出書により届け出なければなりません。

- ① 届出先 香美市選挙管理委員会
- ② 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出時
契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
- ③ 添付書類 各業者等との契約書の写し

【注意事項】

契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限ります。

（２）確認申請

- ① 確認申請が必要なもの

選挙運動用ポスターの作成限度枚数（掲示場数）の確認

② 確認申請の方法

ア 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。

イ 確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。

ウ 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

③ 確認申請書の提出先

香美市選挙管理委員会

④ 確認書の交付

ア 申請に基づき市選管から確認書を候補者に交付します。

イ 交付を受けた確認書は、直ちに業者に提出してください。

ウ 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

（３）作成証明書の交付

上記の（１）の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに作成証明書を作成し、契約業者等に交付（１部）しなければなりません。なお、この作成証明書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

（４）費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、香美市が業者等に直接支払います。ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

① 請求する際に必要な提出書類

ア ポスター作成枚数確認書（様式第３号）

イ ポスター作成証明書（様式第４号）

ウ 請求書（ポスターの作成）（様式第５号）

エ 請求内訳書（様式第5号別紙）

② 請求書の提出の際の注意

ア 支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。

イ 請求書に誤りがある場合は、再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

③ 請求書の提出先

〒782-8501 香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

香美市選挙管理委員会

電話 0887-53-3296

FAX 0887-53-0033

(5) 事前審査・各種届出書類の提出日時

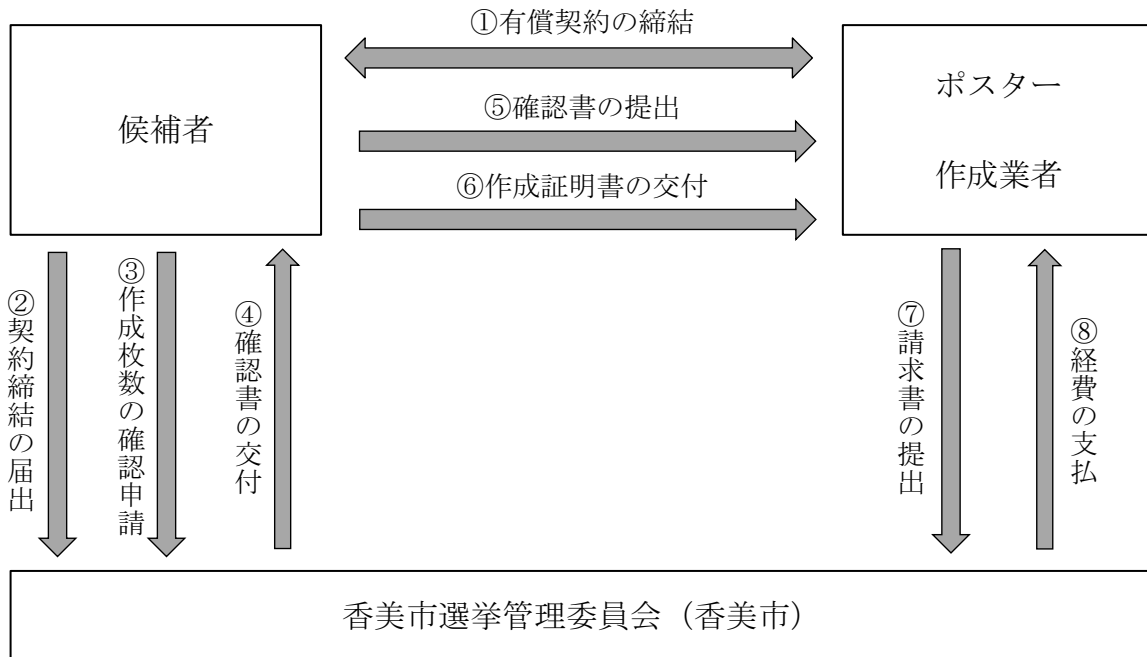
① 公営関係書類の事前審査

契約届出書及び確認申請書については、事前審査を行いますので、立候補届出書類事前審査の際にお持ちください。

② 各種届出書類の提出日時

立候補届出受付事務を速やかに行うため、選挙公営に関する各種届出は、選挙管理委員会が指定する日に手続きしてください。

選挙運動用ポスターの作成



順序	手 続	必要書類	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面)	
②	契約締結の届出 (候補者⇒市選管)	ポスター作成契約届出書【様式第1号】	契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒市選管)	ポスター作成枚数確認申請書【様式第2号】	
④	確認書の交付 (市選管⇒候補者)	ポスター作成枚数確認書(確認申請後に市選管から交付されたもの)【様式第3号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)		④の確認書
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	ポスター作成証明書【様式第4号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒市)	請求書(ポスターの作成)【様式第5号】 請求内訳書 別紙	<ul style="list-style-type: none"> ・④の確認書 ・⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (市⇒ポスター作成業者)		

(注)

- 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は市へ⑦の請求をすることはできません。
- 2 市に対する上記の請求については、市選挙管理委員会で受け付けます。

4 各種様式（記載例）

(1) 選挙運動用ポスター作成契約書【参考例】	7
(2) ポスター作成契約届出書【様式第1号】	8
(3) ポスター作成枚数確認申請書【様式第2号】	9
(4) ポスター作成枚数確認書【様式第3号】	10
(5) ポスター作成証明書【様式第4号】	11
(6) 請求書(ポスターの作成)【様式第5号】	12
(7) 請求内訳書【別紙】ポスター	13

収入
印紙

選挙運動用ポスター作成契約書（参考例）

香美市議会議員 選挙候補者 戸籍名を記入（以下「甲」という。）と
（株）香美印刷所 代表 香美 太郎（以下「乙」という。）は、印刷物の
作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 品名 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター
- 2 枚数 150 枚
- 3 契約金額 135,000円（単価 900円）
（注）契約金額・単価は消費税を含んだ額である。
- 4 納入期限 令和8年 8月26日
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、香美市議会の議員及び
長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき香美市に対
し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければ
ならない。

なお、香美市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙
に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合
は、乙は香美市に請求できない。

- 6 その他
この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して
定める。

令和8年8月3日

甲 香美市議会議員 選挙候補者
住所 候補者届出と一致 ①
氏名

乙 住所 香美市土佐山田町〇〇番地
氏名 (株)香美印刷 ①
代表者氏名 代表 香美 太郎

様式第1号（第3条関係）

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和8年8月30日

告示日以降の日であること

令和 8年 9月 6日執行 香美市議会議員 選挙

候補者 戸籍名を記載 署名または記名押印

香美市選挙管理委員会委員長 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年8月3日	香美市土佐山田町〇〇番地 (株)香美印刷 代表 香美 太郎	150 枚	135,000 円	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。

ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、香美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年8月30日

告示日以降の日であること

香美市選挙管理委員会委員長 様

令和 8年 9月 6日執行 香美市議会議員 選挙

候補者 戸籍名を記載

署名または記名押印

記

1	契 約 年 月 日	令和 8年 8月 3日	
2 契 約 の 相 手 方	(1) 氏名又は名称	(株) 香美印刷	
	(2) 住 所	香美市土佐山田町〇〇番地	
	(3) 法人の場合は代表者の氏名	代表 香美 太郎	
3	確 認 申 請 枚 数	131枚	
	区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
	前回までの累積枚数 (A)	0枚	0枚
	今 回 の 枚 数 (B)	150枚	131枚
	枚 数 計 (A) + (B)	150枚	131枚
	備 考		

備考

- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から香美市選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

確認番号第 号	ポスター作成枚数確認書
<p>香美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。</p> <p>令和 8年 8月 30日</p> <p style="text-align: right;">香美市選挙管理委員会委員長 □□ □□ 印</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 令和 8年 9月 6日執行 香美市議会議員 選挙</p> <p>2 候補者の氏名 ○○ ○○</p> <p>3 確認枚数 131 枚</p> <p>備考</p> <p>1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。</p> <p>2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払を請求する場合には、ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。</p> <p>3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、香美市に支払を請求することはできません。</p>	

※この書類は、市選管から候補者に送付します。候補者作成の書類ではありませんので、内容確認後、ポスター作成業者に提出してください。

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和8年8月30日

納期後かつ告示日以降の日付

令和8年9月6日執行

香美市議会議員 選挙

候補者

戸籍名を記載

署名または記名押印

ポ ス タ ー 作 成 業 者	氏 名 又 は 名 称	(株) 香美印刷
	住 所	香美市土佐山田町〇〇番地
	法人の代表者の氏名	代表 香美 太郎
作 成 枚 数		150枚
作 成 金 額		135,000円
当該選挙が行われる区域 におけるポスター掲示場数		131箇所

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が香美市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、香美市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数 (131枚)

(2) 限度額

$$\frac{586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 50,000円}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価の限度額} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

$$\text{単価の限度額} \times \text{ポスター掲示場数} = \text{公費負担の限度額}$$

請 求 書
(ポスターの作成)

香美市議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和8年9月6日 選挙期日後の日付であること

香美市長 様

請求者 所在地 香美市土佐山田町〇〇番地
氏名又は名称 (株) 香美印刷
法人の場合は代表者の職・氏名 代表 香美 太郎

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
担当者氏名 香美 次郎
発行責任者氏名 代表 香美 太郎

記

1 請求金額	117,900 円			
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり			
3	令和8年9月6日執行	香美市議会議員	選挙	
4 候補者の氏名				
5 振 込 先	金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
	預金種別	普通・当座	口座番号	1234567
	口座名義	(株) 香美印刷	名義ふりがな	か) かみいんさつ

備 考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、香美市に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

請 求 内 訳 書

ポスター 掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (C) = (A) × (B)	単 価 (D)	枚 数 (E)	金 額 (F) = (D) × (E)	単 価 (G)	枚 数 (H)	金 額 (I) = (G) × (H)	
131箇所	900円	150枚	135,000円	969円	131枚	126,939円	900円	131枚	117,900円	

↑ (A) と (D)、(B) と (E) のそれぞれ少ない方を記入

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 50,000\text{円}}{\text{ポスター掲示場数}} \quad \dots\dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$
- 3 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

5 選挙運動の公費負担制度 Q & A

このQ & Aは、香美市議会議員及び香美市長選挙の選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくために作成したものです。

他の選挙（衆議院議員選挙、参議院議員選挙など）とは制度の内容に異なる点がありますのでご注意ください。

Q 1 選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものがありますか。

A 1 選挙運動用ポスターの作成にかかる費用が公費負担の対象になります。ただし、供託金を没収された候補者は、公費負担を受けることができません。

Q 2 公費負担制度の対象となる選挙運動に要した費用は誰が請求するのですか。

A 2 候補者本人ではなく、それぞれ請け負った業者等が請求し、市選挙管理委員会は請負業者等に支払うこととなります。なお、書面による有償契約を締結し、上限の数量、金額の範囲内であって、供託物の没収点以上の得票を得ていなければなりません。

Q 3 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類にはどのようなものがありますか。

A 3 納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいていただくことで、公費負担の請求時などの際、手続きがスムーズになります。

Q 4 選挙運動用ポスターの作成にかかる公費負担額は、収支報告書に記載する必要がありますか。

A 4 選挙運動収支報告書に計上する必要があります。

Q 5 無投票の場合、公費負担はどうなりますか。

A 5 選挙運動用ポスターの作成は、告示日までに書面により有償契約を締結していることが前提になり、投票の有無にかかわらず、限度額の範囲内の作成費が公費負担の対象となります。

Q 6 市に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

A 6 市に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります(印影など一部非開示部分あり)。

Q 7 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか。

A 7 候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方(業者等)と有償による契約を書面で締結し、それを選挙管理委員会に届出する必要があります。

Q 8 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題はありますか。

A 8 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額、数量)の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 9 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 9 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 10 作成証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

A 10 それぞれの契約履行後に行ってください。作成証明書は、いずれも実績に基づき作成するものですので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q 11 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A 11 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります(金額、作成枚数に上限があります)。

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q12 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A12 例えば、同様のデザインでポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q13 選挙事務所の表示用や個人演説会用のポスターは公費負担の対象となりますか。

A13 公費負担の対象となりません。

Q14 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか。

A14 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q15 選挙運動用ポスターには規格など制約がありますか。

A15 掲示場所・・・市選挙管理委員会が設置するポスター掲示場（131か所）の1か所につき1枚掲示できます。

規 格・・・長さ 42.0cm×幅 40.0cm 以内

記載内容・・・ポスターの表面に、当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない他、掲示責任者と印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければならない。また、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも当該掲示場に掲示される当該ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないこととされています。

Q16 ポスター作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

A16 この場合、全額を公費負担できない場合があります。

「上限枚数」×「上限単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに上限が定められています。

公費負担額の計算は、上限枚数、上限単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

- (例) ① 条例の上限枚数 131枚 ② 条例の上限単価 969円
 ③ 実際の作成枚数 140枚 ④ 実際の作成単価 900円

<計算方法>

【正しい計算方法】

- ・公費負担の対象枚数 ⇒ 枚数について、条例の上限と実際の枚数を比較
①または③の少ない方 ⇒ 131枚 (A)
- ・公費負担の対象単価 ⇒ 単価について、条例の上限と実際の単価を比較
②または④の少ない方 ⇒ 900円 (B)
- ・公費負担額 ⇒ 枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。
(A) 131枚 × (B) 900円 = 117,900円 (正しい請求金額)

【誤った計算方法】

- 「上限枚数 (131枚) × 上限単価 (969円)」で算出される額
「126,939円」を上限額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数③と
実際の作成単価④を掛け合わせて算出した。
③ 140枚 × ④ 900円 = 126,000円 (誤った請求金額)